

景観誘導基準（色彩基準）について

景観法第8条第2項第2号に基づく建築物及び工作物の色彩に関する基準(景観形成基準)は、次のとおりとなります。

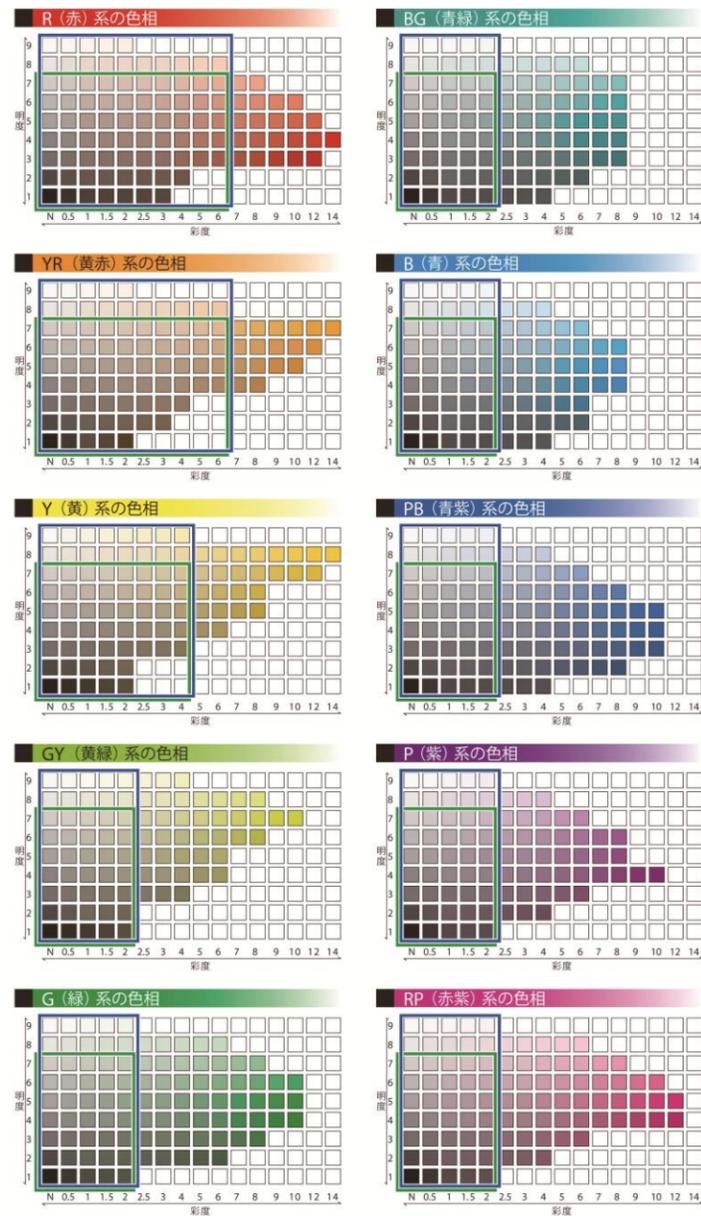
色 相	街の景観ゾーン ・住宅地景観エリア ・商業地景観エリア ・工業地景観エリア				農の景観ゾーン 森の景観ゾーン 海の景観ゾーン			
	建築物の 外壁・工作物		建築物の屋根		建築物の 外壁・工作物		建築物の屋根	
	明 度	彩 度	明 度	彩 度	明 度	彩 度	明 度	彩 度
R(赤)、YR(黄赤)	—	6以下	7以下	6以下	3以上	4以下	7以下	4以下
Y(黄)	—	4以下	7以下	4以下	3以上	2以下	7以下	2以下
GY(黄緑)、G(緑)、 BG(青緑)、B(青)、 PB(青紫)、P(紫)、 RP(赤紫)	—	2以下	7以下	2以下	3以上	1以下	7以下	1以下
無彩色(N)	—	—	7以下	—	3以上	—	7以下	—

※適用除外

- ①建築物、工作物の着色していない木材、土壁、ガラス等の素材によって仕上げられた部分の色彩
- ②建築物・工作物の見付面積の5分の1未満の範囲内で着色される部分の色彩

○街の景観ゾーン（住宅地景観エリア・商業地景観エリア・工業地景観エリア）

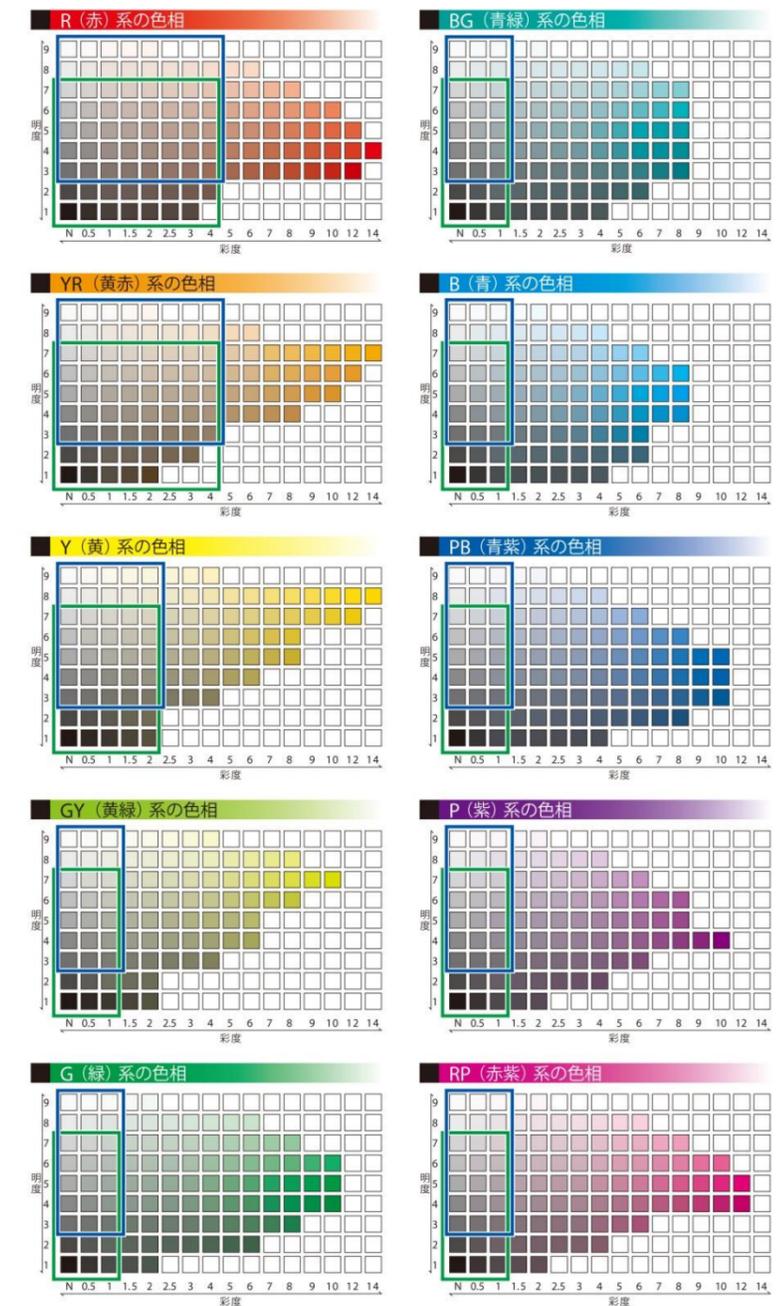
基準の適用部位	色相	明度	彩度
建築物の外壁の基調色 工作物表面の基調色	R (赤)、YR (黄赤)	—	6 以下
	Y (黄)	—	4 以下
	GY (黄緑)、G (緑)、BG (青緑)、 B (青)、PB (青紫)、P (紫)、RP (赤紫)	—	2 以下
	N (無彩色)	—	—
建築物の屋根の色彩	R (赤)、YR (黄赤)	7 以下	6 以下
	Y (黄)	7 以下	4 以下
	GY (黄緑)、G (緑)、BG (青緑)、 B (青)、PB (青紫)、P (紫)、RP (赤紫)	7 以下	2 以下
	N (無彩色)	7 以下	—



凡例
 建築物の外壁及び工作物表面の基調色の許容範囲
 屋根の色彩の許容範囲

○農・海・森の景観ゾーン

基準の適用部位	色相	明度	彩度
建築物の外壁の基調色 工作物表面の基調色	R (赤)、YR (黄赤)	3 以上	4 以下
	Y (黄)	3 以上	2 以下
	GY (黄緑)、G (緑)、BG (青緑)、 B (青)、PB (青紫)、P (紫)、RP (赤紫)	3 以上	1 以下
	N (無彩色)	3 以上	—
建築物の屋根の色彩	R (赤)、YR (黄赤)	7 以下	4 以下
	Y (黄)	7 以下	2 以下
	GY (黄緑)、G (緑)、BG (青緑)、 B (青)、PB (青紫)、P (紫)、RP (赤紫)	7 以下	1 以下
	N (無彩色)	7 以下	—



凡例
 建築物の外壁及び工作物表面の基調色の許容範囲
 屋根の色彩の許容範囲

景観誘導指針について

良好な景観形成をするため、事前の協議にあたり各届出対象行為の誘導指針は以下のとおりです。

行為の種別	NO	景観誘導指針	街の景観ゾーン			農の景観ゾーン	森の景観ゾーン	海の景観ゾーン
			住宅地景観エリア	商業地景観エリア	工業地景観エリア			
建築物の建築等及び工作物の建設等	配置規模	1	自然環境要素（海、畑、緑）など背景となる眺望に配慮し、 ^{りょうせん} 稜線や周辺の建築物等のスカイラインと調和を図り、著しく突出した高さや規模にならないようにすること。	○	○	○	○	○
		2	まち並みや道路の連続性を損なわないように配慮し、圧迫感や違和感を与えないよう壁面の位置や隣棟間隔など、周辺と調和した配置とすること。	○	○	○	○	
		3	みうら景観資産の特性や魅力を損なわないように配慮すること。	○	○	○	○	○
		4	中高層建築物においては、道路や公園等の公共空間と連続したオープンスペースの確保など、公共空間との関係に配慮した配置とすること。	○	○	○		○
	形態意匠	5	建築物等のデザインだけでなく、自然環境要素やまち並みとの調和や連続性に配慮した形態及び ^{いしやう} 意匠とすること。	○	○	○	○	
		6	外壁等は、長大な壁面を避けるなど、圧迫感の軽減に配慮するとともに、自然環境要素やまち並みと調和するよう工夫すること。	○	○	○	○	
		7	低層建築物の屋根形状は、極力、勾配屋根を用いるようにすること。また、中高層建築物については、周辺景観との調和に配慮した形状とすること。	○	○	○	○	
		8	室外機等の設備機器類は、建築物と一体となるような意匠としたり、道路からできるだけ見えない位置に設置するように努めること。	○	○	○	○	
		9	駐車場や駐輪場、ゴミ置場等の付属施設や外階段は、建築物本体との調和を図り、周囲からの見え方に配慮すること。	○	○	○	○	
		10	落ち着いたある夜間景観を形成するため、動光や点滅する照明や過度に明るい照明を避けること。	○	○	○		○
	色彩	11	自然環境要素などと調和する配色や周辺の建築物等の色調と調和することにより、まち並みの連続性に配慮すること。	○	○	○	○	○
		12	中高層建築物等の景観に大きな影響を及ぼす建築物等については、著しく目立つ赤や黄色など原色の使用は控えること。	○	○	○	○	○
	外構緑化	13	建築物の玄関または門は、道路から見えやすい位置に設け、塀は、極力、自然な材料（木、石、植栽など）を使用するように努めること。	○	○	○	○	
		14	既存の樹木を保存するとともに、敷地内は、樹木や生け垣など植栽や壁面の緑化などを行い、緑豊かなまち並みの形成に努めること。	○	○	○	○	
開発行為 (土地の区画形質の変更)	15	現況の地形を活かし、地形の改変を必要最小限にするよう努めること。	○	○	○	○		
	16	地形の改変にあたり、斜面地の植生を保全し、植生の連続性に配慮すること。	○	○		○	○	
	17	緑化にあたっては、既存の樹木を保全するとともに、活用するように努めること。	○	○	○	○	○	
	18	擁壁の設置や造成にあたっては、規模、素材や緑化などの側面から検討し、周辺景観との調和に努めること。	○	○	○	○		
	19	道路に面する擁壁については、極力、自然石の使用または自然石に類似した仕上げや緑化などにより、周辺景観との調和に努めること。	○	○	○	○		
	20	宅地造成を目的とした開発行為の後、住宅等の建築物を建築する際は、建築物の建築等及び工作物の建設等の景観誘導指針に沿ったものとする。	○	○	○	○		
	21	新たな住宅地開発を行うときは、住宅地としての統一性のあるまち並みを保持し、良好な景観形成を進めるため、景観協定の締結に努めること。	○	○		○		
木竹の伐採	22	既存の緑地や斜面地の植生を保全するため、できる限り既存の樹木の保全と活用を行うとともに、伐採などを行うときは、代替緑化に努めること。	○			○	○	
	23	連続した斜面林の保全に努め、緑の連続性や調和に配慮すること。	○			○	○	
その他の行為	24	駐車場、駐輪場、ゴミ置場、自動販売機やその他の設置物等を配置するときは、規模やデザインを考慮し、周辺景観との調和に努めること。	○	○	○	○		
	25	資機材置場は、周辺景観との調和に配慮し、配置や積み上げを工夫するとともに、必要に応じて ^{しゃへい} 遮蔽効果のある緑化や緩衝帯の設置に努めること。	○	○	○	○		
	26	設備機器類を配置するときは、周辺景観との調和に配慮し、周囲から遮蔽したり、目立たないように配置とすること。また、緑化などにより ^{しゅうけい} 修景するなどの工夫を行うこと。	○	○	○	○		
	27	広告物や案内板の設置は、周辺のまち並みなどの景観に配慮し、面積や高さを小さくするなど、調和のとれたものとする。また、交差点付近には、極力、設置しないよう努めること。	○	○	○	○		